

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-048-01

処 分 の 名 称		河川区域内の土地の占用の許可（変更許可）
根拠法令・条例等名		河川法
条 項		第100条において準用する第24条
所 管 部 課 等		部課等名 建設部建設総務課
		電話番号 0463-82-9635
基 準	法令基準	(土地の占用の許可) 第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照 30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-048-02

処 分 の 名 称	道路管理者以外の者が行う工事の承認	
根拠法令・条例等名	道路法	
条 項	第24条	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	<p>(道路管理者以外の者の行う工事)</p> <p>第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二条の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。</p> <p style="text-align: right;">政令第 三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照 30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-048-03

<p>処 分 の 名 称</p>	<p>道路の占用の許可</p>	
<p>根拠法令・条例等名</p>	<p>道路法</p>	
<p>条 項</p>	<p>第32条第1項</p>	
<p>所 管 部 課 等</p>	<p>部課等名</p>	<p>建設部建設総務課</p>
	<p>電話番号</p>	<p>0463-82-9635</p>
<p>基準</p>	<p>法令基準</p>	<p>(道路の占用の許可)</p> <p>第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物</p> <p>二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件</p> <p>三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設</p> <p>四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設</p> <p>五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設</p> <p>六 露店、商品置場その他これらに類する施設</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <p>一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的</p> <p>二 道路の占用の期間</p> <p>三 道路の占用の場所</p> <p>四 工作物、物件又は施設の構造</p> <p>五 工事実施の方法</p> <p>六 工事の時期</p> <p>七 道路の復旧方法</p> <p>3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。</p> <p>5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p> <p>(道路の占用の許可基準)</p> <p>第三十三条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。</p> <p>一 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの</p> <p>二 前条第一項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十</p>

基準	法令基準	<p>八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。))に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの</p> <p>三 前条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、歩行者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの(以下「歩行者利便増進施設等」という。)で、第四十八条の二十第一項に規定する歩行者利便増進道路(第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。第四十八条の二十三第一項、第三項及び第五項、第四十八条の二十四第一項並びに第四十八条の二十七第二項第二号において同じ。)の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域(以下「利便増進誘導区域」という。)内に設けられるもの(道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)</p> <p>四 前条第一項第一号、第五号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、第四十八条の二十九の二第一項に規定する防災拠点自動車駐車場内に設けられる工作物又は施設で、災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第四十八条の二十九の二第一項及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。)に資するものとして政令で定めるもの</p> <p>五 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> <p>六 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの</p> <p>3 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p> <p>4 道路管理者は、利便増進誘導区域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、利便増進誘導区域の指定の変更又は解除について準用する。</p> <p>6 第二項の規定による許可(同項第三号に係るものに限る。)に係る前条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、前条第二項中「申請書」とあるのは「申請書に、次条第二項第三号の措置を記載した書面を添付して、」と、第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく「勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照 30日
	更新日	令和8年3月31日
備考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-048-04

処 分 の 名 称	道路予定区域における土地の形質の変更等の許可	
根拠法令・条例等名	道路法	
条 項	第91条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部建設総務課
	電話番号	0463-82-9635
基 準	法令基準	(道路予定区域) 第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照 30日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-051-01

処 分 の 名 称	公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名	都市公園法	
条 項	第5条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部公園課
	電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。</p> <p>一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの</p> <p>二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p> <p>3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。</p> <p>4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (施設の設置しようとする日の20日前までに申請)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-051-02

処 分 の 名 称	都市公園内における行為の許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名	秦野市都市公園条例	
条 項	第7条第1項・第4項	
所 管 部 課 等	部課等名	建設部公園課
	電話番号	0463-73-8612
基 準	法令基準	<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>(5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、許可を受けなければならないものとして市長が公告した行為をすること。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる行為を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 他の者による都市公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>3 第1項の規定により許可を受けようとする者は、都市公園の名称、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定。 (その行為をしようとする日の10日前までに申請)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-055-01

<p>処 分 の 名 称</p>	<p>指定給水装置工事店の指定の承認（更新承認）</p>	
<p>根拠法令・条例等名</p>	<p>水道法</p>	
<p>条 項</p>	<p>第 2 5 条 の 3</p>	
<p>所 管 部 課 等</p>	<p>部課等名</p>	<p>上下水道局営業課</p>
	<p>電話番号</p>	<p>0463-83-2111</p>
<p>基 準</p>	<p>法令基準</p>	<p>・水道法                  （指定の申請）                  第二十五条の二 第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。                  2 第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。                  一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名                  二 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名                  三 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数                  四 その他国土交通省令で定める事項                  （指定の基準）                  第二十五条の三 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。                  一 事業所ごとに、第二十五条の四第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。                  二 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。                  三 次のいずれにも該当しない者であること。                  イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの                  ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者                  ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者                  ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者                  ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者                  ヘ 法人であつて、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの                  2 水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。                  （指定の更新）                  第二十五条の三の二 第十六条の二第一項の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p>

基準	法令基準	<p>2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前二条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。</p> <p>・水道法施行規則 （指定の申請）</p> <p>第十八条 法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>二 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し</p> <p>3 前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。</p> <p>第十九条 法第二十五条の二第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 法人にあつては、役員の氏名</p> <p>二 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第二十一条第三項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号</p> <p>三 事業の範囲 （国土交通省令で定める機械器具）</p> <p>第二十条 法第二十五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>二 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>三 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>四 水圧テストポンプ （国土交通省令で定める者）</p> <p>第二十条の二 法第二十五条の三第一項第三号イの国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 （未設定の場合はその理由）	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-055-02

処 分 の 名 称		排水設備設置義務の免除の許可	
根拠法令・条例等名		下水道法	
条 項		第10条第1項ただし書	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局営業課
		電話番号	0463-83-2111
基 準	法令基準		
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (特に定めてない)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## ・下水道法

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者

二 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者

三 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

## ・秦野市下水道条例

(排水設備設置義務の免除等)

第7条 法第10条第1項ただし書の規定により市長が排水設備設置義務の免除の許可(以下「免除許可」という。)をするに当たつての「特別の事情」は、免除に係る汚水(以下「免除汚水」という。)が、間接冷却水等で排水処理施設により処理を施す必要のないもの又は無機系汚水で規程で定めるものであつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 直接排除できる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)が確保できること。

(2) 免除汚水以外の汚水と排水系統が完全に分離されていること。

(3) 公共用水域に排除するときの水質が規程で定める水質基準に適合し、将来にわたつてその水質基準に適合することが確實と認められること。

2 免除許可により排水設備設置義務を免除する期間は、その許可の効力が生じる日から起算して2年間とする。ただし、その期間が満了した後引き続き免除許可を受けることを妨げない。

(免除汚水の水質測定等)

第8条 免除許可を受けた者は、規程で定めるところにより免除汚水の水質を測定して記録するものとし、市長から求められたときは、それを報告しなければ

ばならない。

2 免除許可を受けた者は、前項の規定により測定した結果が規程で定める無機系汚水の基準又は前条第1項第3号の規定に適合していないときは、直ちにこれを改善するための必要な処置をするとともに、市長にその旨を届け出なければならない。

3 市長は、免除許可を行うか否かのための審査又は免除許可を行った後において前条第1項の規定に該当するか否かを検査するため必要なときは、その限度において、免除許可に係る土地又は建物に職員を立ち入らせることができる。

4 前項の規定により土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、免除許可を受けた者その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(免除許可の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、免除許可を取り消すものとする。

(1) 免除汚水が、第7条第1項の規定に該当しなくなったとき。

(2) 免除許可を受けた者が、正当な理由なく、前条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第3項に規定する立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 免除許可を受けた者が、前条第2項に規定する必要な処置又は届出を直ちにしなかったとき。

(4) その他規程で定める事項

・秦野市下水道条例施行規定

(排水設備設置義務免除の申請)

第14条 条例第7条の規定により免除許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除(変更・継続)申請書(第10号様式)に次に掲げる書類を添付し、正副各1通を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める書類は、省略することができる。

(1) 案内図 方位、道路及び目標物を表示し、免除許可を受けようとする事業場等の敷地(以下この項において「申請地」という。)及び隣接地を明示すること。

(2) 平面図 次の事項を記載すること。

ア 免除汚水の排水系統

イ 申請地付近の道路の位置

ウ 申請地内にある建物、汚水及び雨水を排除する施設並びに排水処理施設の位置

エ 縮尺及び方位

オ 申請地付近の公共下水道の位置並びに公共ます等の位置及び大きさ

カ 管渠（かんきょ）の位置、形状、寸法、材質及び数量

キ ます、マンホールその他附属装置の種類、位置、形状、寸法、材質及び深さ

ク その他下水の排除の状況を明らかにするための必要な事項

(3) 免除汚水水質試験報告書（第11号様式）

(4) 免除汚水排除量申告書（第12号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、速やかに、排水設備設置義務免除（変更・継続）申請書の正副各1通を市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類については、別途指定する。

3 条例第7条第2項ただし書の規定により免除期間満了後も引き続き免除許可を受けようとする者は、排水設備設置義務免除（変更・継続）申請書に前回交付された許可書の写しを添付し、正副各1通を免除期間満了の日の30日前から10日前までに市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類については、別途指定する。

4 市長は、排水設備設置義務免除（変更・継続）申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ許可するものと決定したときは、排水設備設置義務免除（変更・継続）許可書（第13号様式）を申請者に交付する。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-057-01

処 分 の 名 称		行為の許可（変更許可）	
根拠法令・条例等名		下水道法	
条 項		第 2 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	上下水道局下水道施設課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 4 1 1 4
基 準	法令基準	下水道法第 2 4 条、下水道法施行令第 1 7 条から第 1 7 条の 3、秦野市下水道条例第 2 5 条及び秦野市下水道条例施行規程第 3 3 条の規定のとおり 内容は別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 下水道法（抜粋）

（行為の制限等）

第二十四条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。
  - 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
  - 三 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。
- 一 排水施設を固着して設けるとき。
  - 二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。
  - 三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。
    - イ 同意水防計画で定める水防管理者（水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。）又は量水標管理者（同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。）が設置する量水標等（同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。）
    - ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

- ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

### 下水道法施行令(抜粋)

(公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準)

第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。
  - イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。
  - ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。
  - ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分(以下この条において「開渠部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。
  - ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するとき、その上端から二・五メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。
  - ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。
- 二 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。
  - イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

- ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。
- ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- ホ 流入施設、建築基準法第四十二条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から二・五メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、一・五メートルを超えないこと。
- 三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。
  - イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。
  - ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
  - ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。
  - ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。
- 五 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。
- 六 法第十二条第一項又は法第十二条の十一第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

(公共下水道の暗渠に設けることのできる物件)

第十七条の二 法第二十四条第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著し

い支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとする。

- 一 量水標等を支持し、又は保護するための工作物
- 二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物
- 三 下水を熱源とする熱(以下「下水熱」という。)を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

(公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者)

第十七条の三 法第二十四条第三項第三号ロに規定する政令で定める者は、放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二百九条第一項に規定する登録一般放送事業者(その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。)とする。

2 法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認めた者とする。

- 一 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。
- 二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

## 秦野市下水道条例(抜粋)

(行為の許可)

第25条 法第24条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、申請により市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

## 秦野市下水道条例施行規程(抜粋)

(行為の許可)

第33条 条例第25条の規定により行為の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、物件築造計画許可(変更)申請書(第26号様式)に次に掲げる書類を添付し、正副各1通を市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図 方位、道路及び目標物
- (2) 平面図 境界線、設置する物件と公共下水道施設との関係、縮尺及び

方位

(3) 断面図 地盤高、設置する物件と公共下水道施設との関係及び縮尺

(4) 物件の詳細図 平面図、断面図及び縮尺

(5) 求積図 面積、計算書、三斜図、縮尺及び方位

- 2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるものについて、物件築造計画(変更)許可書(第 27 号様式)を申請者に交付する。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-059-01

処 分 の 名 称		農地等の権利移動の許可	
根拠法令・条例等名		農地法	
条 項		第3条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	農業委員会事務局
		電話番号	0463-82-9654
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	受理後3週間以内	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

(審査基準)

権利移動の許可の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 取得をしようとする農地が小作地である場合、権利の取得者が小作農及びその世帯員であること。
- (2) 権利を取得する者やその世帯員が、農地取得後、農業の用に供すべき農地等のすべてについて耕作していくと認められること。ただし、所有農地等の位置（接道状況）、形状（傾斜地等）、日照・通風等の土地条件及び周辺農業環境（周辺土地の宅地化等）からみて、耕作等の事業に供することが困難なものと農業委員会が特に定めた農地等を除く。
- (3) 農業生産法人以外の法人は、権利を取得することができない（政令第1条の4に掲げるものを除く。）。なお、農業生産法人が取得する場合は、所有権及び使用収益権の取得であること。また、信託の引受や事業信託により権利が取得されないこと。
- (4) 権利を取得する者やその世帯員が、その農地の取得後、農業経営に必要な農集作業を年間の内延べ150日以上従事していくと認められること。ただし、集約的農業及び集中的に短期間で処理する場合は、この限りでない。
- (5) 国から売渡を受けた農地について、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権を設定しようとする場合は、国からの売渡後10年以上経っていること。
- (6) その農地が小作地で、それを貸し付けることでないこと。
- (7) 取得しようとする者やその世帯の経営耕作農地、労働力、農機具類及び家畜等の状況からみて、農地を効率的に利用するとみとめられること。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-059-02

処 分 の 名 称		農地の転用の許可
根拠法令・条例等名		農地法
条 項		第4条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 農業委員会事務局
		電話番号 0463-82-9654
基 準	法令基準	神奈川県環境農政局農水産部長通知 農地の転用等の許可の審査基準 農地の転用の許可  神奈川県ホームページ「農地転用許可制度」
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 農地の転用等の許可の許可権者は神奈川県知事であるが、確認したところ未設定。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-059-03

処 分 の 名 称		転用のための権利移動の許可	
根拠法令・条例等名		農地法	
条 項		第5条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	農業委員会事務局
		電話番号	0463-82-9654
基 準	法令基準	神奈川県環境農政局農水産部長通知 農地の転用等の許可の審査基準 転用のための権利移動の許可  神奈川県ホームページ「農地転用許可制度」	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 農地の転用等の許可の許可権者は神奈川県知事であるが、確認したところ未設定。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-01

処 分 の 名 称	議会の解散の請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名	地方自治法施行令	
条 項	第100条（第91条第2項を準用）	
所 管 部 課 等	部課等名	選挙管理委員会事務局
	電話番号	0463-82-9661
基 準	法令基準	<p>申請することができる者</p> <p>1 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げる者は申請することができない。</p> <p>(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p> <p>(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 本市の選挙管理委員会の委員又は職員である者</p> <p>2 請求代表者となる者は、複数でも構わない。</p> <p>各条文の内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【議会の解散の請求代表者証明書の交付】）</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 公職選挙法

### (登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-02

処 分 の 名 称		議会の議員及びその解散の請求代表者による演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認
根拠法令・条例等名		地方自治法施行令
条 項		第107条第3項
所 管 部 課 等		部課等名 選挙管理委員会事務局
		電話番号 0463-82-9661
基 準	法令基準	使用できる施設 地方自治法施行令第107条 内容は別紙のとおり(別添:様式1別紙【議会の議員及びその解散の請求代表者による演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 地方自治法施行令

第一百七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）
  - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
  - 三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- ② 前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができない。
- ③ 第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならない。

個人演説会ができる公営施設の一覧表

Ⅰ 学校・公民館

No.	施設の名称	所 在
1	本町幼稚園	文京町1-10
2	南幼稚園	今泉699
3	東幼稚園	寺山509
4	北幼稚園	菩提375
5	西幼稚園	並木町8-1
6	上幼稚園	柳川25-3
7	ほりかわ幼稚園	堀川109-2
8	本町小学校	文京町1-5
9	末広小学校	末広町6-6
10	南小学校	今泉699
11	南が丘小学校	南が丘4-1
12	東小学校	寺山512
13	北小学校	菩提380
14	大根小学校	南矢名4-29-1
15	広畑小学校	下大槻174-4
16	鶴巻小学校	鶴巻2240-1
17	西小学校	並木町8-1
18	渋沢小学校	渋沢上1-12-1
19	堀川小学校	堀川105-3
20	上小学校	柳川25-3
21	本町中学校	富士見町1-1
22	南中学校	緑町16-1
23	南が丘中学校	南が丘1-6
24	東中学校	寺山509
25	北中学校	横野101
26	大根中学校	南矢名4-28-1
27	鶴巻中学校	鶴巻2220
28	西中学校	柳町2-5-1
29	渋沢中学校	渋沢2030

30	すえひろこども園	末広町 6 - 3 5
31	つるまきこども園	鶴巻 2 2 4 8 - 1
32	ひろはたこども園	下大槻 1 3 8
33	みどりこども園	緑町 1 6 - 2
34	しぶさわこども園	渋沢上 1 - 1 2 - 2
35	本町公民館	入船町 1 2 - 2
36	南公民館	今泉 5 9 8
37	南が丘公民館	南が丘 4 - 2
38	東公民館	東田原 1 5 3 8 - 3
39	北公民館	菩提 3 5 4 - 3
40	大根公民館	南矢名 3 - 1 6 - 2 2
41	鶴巻公民館	鶴巻 2 1 8 2
42	西公民館	柳町 2 - 5 - 2
43	渋沢公民館	渋沢上 2 - 9 - 1
44	上公民館	菖蒲 1 5 8 7 - 1 6
45	堀川公民館	堀川 2 0 3 - 1

## 2 会館（公会堂）

No.	施設の名称	所 在
46	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）	平沢 8 2

## 3 選挙管理委員会が指定した施設

No.	施設の名称	所 在
47	ほうらい児童館（集会室・遊戯室）	曾屋 5 7 9 8 - 3
48	平沢児童館（遊戯室）	平沢 9 7 9 - 4
49	西大竹児童館（遊戯室）	西大竹 2 1 8 - 1
50	谷戸児童館（集会室）	西田原 9 2 3
51	戸川児童館（遊戯室）	戸川 6 8 4
52	横野児童館（遊戯室）	横野 6 0 9 - 1
53	三屋台児童館（遊戯室）	戸川 1 5 4 - 1
54	広畑児童館（遊戯室）	下大槻 4 1 0 - 3

55	北矢名児童館（遊戯室）	北矢名 2   4 - 1
56	渋沢児童館（集会室）	渋沢 2   4
57	堀山下児童館（遊戯室）	堀山下 8 4 3
58	柳川児童館（遊戯室）	柳川 5 4 - 1
59	曲松児童センター（会議室）	曲松 1 - 3 - 1 8
60	老人いこいの家 あずま荘（会議室）	寺山 4 6 6 - 2
61	同 くずは荘（会議室）	羽根 5 3 4
62	同 ほりかわ荘（会議室）	堀川 5 7 9 - 1
63	同 かわじ荘（会議室）	八沢 6 2 6 - 1
64	保健福祉センター（多目的ホール・教養娯楽室・第4会議室）	緑町 1 6 - 3
65	広畑ふれあいプラザ（多目的ホール）	下大槻 1 7 4 - 4
66	サンライフ鶴巻（大会議室・体育室）	鶴巻 1 7 6 8 - 1
67	末広ふれあいセンター （世代間交流室・伝統文化継承室）	末広町 6 - 5 3

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-03

処 分 の 名 称	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名	地方自治法施行令	
条 項	第 1 1 0 条 (第 9 1 条第 2 項を準用)	
所 管 部 課 等	部課等名	選挙管理委員会事務局
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 6 1
基 準	法令基準	<p>申請することができる者</p> <p>1 公職選挙法第 2 2 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げる者は申請することができない。</p> <p>(1) 公職選挙法第 2 7 条第 1 項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p> <p>(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第 2 8 条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 本市の選挙管理委員会の委員又は職員である者</p> <p>2 請求代表者となる者は、複数でも構わない。</p> <p>各条文の内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付】)</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

## 公職選挙法

### (登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-04

処 分 の 名 称		議会の議員及びその解職の請求代表者による演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認
根拠法令・条例等名		地方自治法施行令
条 項		第 1 1 3 条 (第 1 0 7 条 第 3 項 を 準 用)
所 管 部 課 等		部課等名 選挙管理委員会事務局
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 6 1
基 準	法令基準	使用できる施設 地方自治法施行令第 1 0 7 条 内容は別紙のとおり(別添:様式 1 別紙【議会の議員及びその解職の請求代表者による演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

## 地方自治法施行令

第一百七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）
  - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
  - 三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- ② 前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができない。
- ③ 第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならない。

個人演説会ができる公営施設の一覧表

Ⅰ 学校・公民館

No.	施設の名称	所 在
1	本町幼稚園	文京町1-10
2	南幼稚園	今泉699
3	東幼稚園	寺山509
4	北幼稚園	菩提375
5	西幼稚園	並木町8-1
6	上幼稚園	柳川25-3
7	ほりかわ幼稚園	堀川109-2
8	本町小学校	文京町1-5
9	末広小学校	末広町6-6
10	南小学校	今泉699
11	南が丘小学校	南が丘4-1
12	東小学校	寺山512
13	北小学校	菩提380
14	大根小学校	南矢名4-29-1
15	広畑小学校	下大槻174-4
16	鶴巻小学校	鶴巻2240-1
17	西小学校	並木町8-1
18	渋沢小学校	渋沢上1-12-1
19	堀川小学校	堀川105-3
20	上小学校	柳川25-3
21	本町中学校	富士見町1-1
22	南中学校	緑町16-1
23	南が丘中学校	南が丘1-6
24	東中学校	寺山509
25	北中学校	横野101
26	大根中学校	南矢名4-28-1
27	鶴巻中学校	鶴巻2220
28	西中学校	柳町2-5-1
29	渋沢中学校	渋沢2030

30	すえひろこども園	末広町 6 - 3 5
31	つるまきこども園	鶴巻 2 2 4 8 - 1
32	ひろはたこども園	下大槻 1 3 8
33	みどりこども園	緑町 1 6 - 2
34	しぶさわこども園	渋沢上 1 - 1 2 - 2
35	本町公民館	入船町 1 2 - 2
36	南公民館	今泉 5 9 8
37	南が丘公民館	南が丘 4 - 2
38	東公民館	東田原 1 5 3 8 - 3
39	北公民館	菩提 3 5 4 - 3
40	大根公民館	南矢名 3 - 1 6 - 2 2
41	鶴巻公民館	鶴巻 2 1 8 2
42	西公民館	柳町 2 - 5 - 2
43	渋沢公民館	渋沢上 2 - 9 - 1
44	上公民館	菖蒲 1 5 8 7 - 1 6
45	堀川公民館	堀川 2 0 3 - 1

## 2 会館（公会堂）

No.	施設の名称	所 在
46	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）	平沢 8 2

## 3 選挙管理委員会が指定した施設

No.	施設の名称	所 在
47	ほうらい児童館（集会室・遊戯室）	曾屋 5 7 9 8 - 3
48	平沢児童館（遊戯室）	平沢 9 7 9 - 4
49	西大竹児童館（遊戯室）	西大竹 2 1 8 - 1
50	谷戸児童館（集会室）	西田原 9 2 3
51	戸川児童館（遊戯室）	戸川 6 8 4
52	横野児童館（遊戯室）	横野 6 0 9 - 1
53	三屋台児童館（遊戯室）	戸川 1 5 4 - 1
54	広畑児童館（遊戯室）	下大槻 4 1 0 - 3

55	北矢名児童館（遊戯室）	北矢名 2   4 - 1
56	渋沢児童館（集会室）	渋沢 2   4
57	堀山下児童館（遊戯室）	堀山下 8 4 3
58	柳川児童館（遊戯室）	柳川 5 4 - 1
59	曲松児童センター（会議室）	曲松 1 - 3 - 1 8
60	老人いこいの家 あずま荘（会議室）	寺山 4 6 6 - 2
61	同 くずは荘（会議室）	羽根 5 3 4
62	同 ほりかわ荘（会議室）	堀川 5 7 9 - 1
63	同 かわじ荘（会議室）	八沢 6 2 6 - 1
64	保健福祉センター（多目的ホール・教養娯楽室・第4会議室）	緑町 1 6 - 3
65	広畑ふれあいプラザ（多目的ホール）	下大槻 1 7 4 - 4
66	サンライフ鶴巻（大会議室・体育室）	鶴巻 1 7 6 8 - 1
67	末広ふれあいセンター （世代間交流室・伝統文化継承室）	末広町 6 - 5 3

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-05

処 分 の 名 称	長の解職の請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名	地方自治法施行令	
条 項	第 1 1 6 条 (第 9 1 条第 2 項を準用)	
所 管 部 課 等	部課等名	選挙管理委員会事務局
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 6 1
基 準	法令基準	<p>申請することができる者</p> <p>1 公職選挙法第 2 2 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げる者は申請することができない。</p> <p>(1) 公職選挙法第 2 7 条第 1 項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p> <p>(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第 2 8 条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 本市の選挙管理委員会の委員又は職員である者</p> <p>2 請求代表者となる者は、複数でも構わない。</p> <p>各条文の内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【長の解職の請求代表者証明書の交付】)</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

## 公職選挙法

### (登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-06

処 分 の 名 称		長及びその解職の請求代表者による演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認
根拠法令・条例等名		地方自治法施行令
条 項		第116条の2（第107条第3項を準用）
所 管 部 課 等		部課等名 選挙管理委員会事務局
		電話番号 0463-82-9661
基 準	法令基準	使用できる施設 地方自治法施行令第107条 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【長及びその解職の請求代表者による演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 地方自治法施行令

第一百七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）
  - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
  - 三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- ② 前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができない。
- ③ 第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならない。

個人演説会ができる公営施設の一覧表

Ⅰ 学校・公民館

No.	施設の名称	所 在
1	本町幼稚園	文京町1-10
2	南幼稚園	今泉699
3	東幼稚園	寺山509
4	北幼稚園	菩提375
5	西幼稚園	並木町8-1
6	上幼稚園	柳川25-3
7	ほりかわ幼稚園	堀川109-2
8	本町小学校	文京町1-5
9	末広小学校	末広町6-6
10	南小学校	今泉699
11	南が丘小学校	南が丘4-1
12	東小学校	寺山512
13	北小学校	菩提380
14	大根小学校	南矢名4-29-1
15	広畑小学校	下大槻174-4
16	鶴巻小学校	鶴巻2240-1
17	西小学校	並木町8-1
18	渋沢小学校	渋沢上1-12-1
19	堀川小学校	堀川105-3
20	上小学校	柳川25-3
21	本町中学校	富士見町1-1
22	南中学校	緑町16-1
23	南が丘中学校	南が丘1-6
24	東中学校	寺山509
25	北中学校	横野101
26	大根中学校	南矢名4-28-1
27	鶴巻中学校	鶴巻2220
28	西中学校	柳町2-5-1
29	渋沢中学校	渋沢2030

30	すえひろこども園	末広町 6 - 3 5
31	つるまきこども園	鶴巻 2 2 4 8 - 1
32	ひろはたこども園	下大槻 1 3 8
33	みどりこども園	緑町 1 6 - 2
34	しぶさわこども園	渋沢上 1 - 1 2 - 2
35	本町公民館	入船町 1 2 - 2
36	南公民館	今泉 5 9 8
37	南が丘公民館	南が丘 4 - 2
38	東公民館	東田原 1 5 3 8 - 3
39	北公民館	菩提 3 5 4 - 3
40	大根公民館	南矢名 3 - 1 6 - 2 2
41	鶴巻公民館	鶴巻 2 1 8 2
42	西公民館	柳町 2 - 5 - 2
43	渋沢公民館	渋沢上 2 - 9 - 1
44	上公民館	菖蒲 1 5 8 7 - 1 6
45	堀川公民館	堀川 2 0 3 - 1

## 2 会館（公会堂）

No.	施設の名称	所 在
46	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）	平沢 8 2

## 3 選挙管理委員会が指定した施設

No.	施設の名称	所 在
47	ほうらい児童館（集会室・遊戯室）	曾屋 5 7 9 8 - 3
48	平沢児童館（遊戯室）	平沢 9 7 9 - 4
49	西大竹児童館（遊戯室）	西大竹 2 1 8 - 1
50	谷戸児童館（集会室）	西田原 9 2 3
51	戸川児童館（遊戯室）	戸川 6 8 4
52	横野児童館（遊戯室）	横野 6 0 9 - 1
53	三屋台児童館（遊戯室）	戸川 1 5 4 - 1
54	広畑児童館（遊戯室）	下大槻 4 1 0 - 3

55	北矢名児童館（遊戯室）	北矢名 2   4 - 1
56	渋沢児童館（集会室）	渋沢 2   4
57	堀山下児童館（遊戯室）	堀山下 8 4 3
58	柳川児童館（遊戯室）	柳川 5 4 - 1
59	曲松児童センター（会議室）	曲松 1 - 3 - 1 8
60	老人いこいの家 あずま荘（会議室）	寺山 4 6 6 - 2
61	同 くずは荘（会議室）	羽根 5 3 4
62	同 ほりかわ荘（会議室）	堀川 5 7 9 - 1
63	同 かわじ荘（会議室）	八沢 6 2 6 - 1
64	保健福祉センター（多目的ホール・教養娯楽室・第4会議室）	緑町 1 6 - 3
65	広畑ふれあいプラザ（多目的ホール）	下大槻 1 7 4 - 4
66	サンライフ鶴巻（大会議室・体育室）	鶴巻 1 7 6 8 - 1
67	末広ふれあいセンター （世代間交流室・伝統文化継承室）	末広町 6 - 5 3

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-07

処 分 の 名 称		議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に行う場合の演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認
根拠法令・条例等名		地方自治法施行令
条 項		第120条（第107条第3項を準用）
所 管 部 課 等		部課等名 選挙管理委員会事務局
		電話番号 0463-82-9661
基 準	法令基準	使用できる施設 地方自治法施行令第107条 内容は別紙のとおり（別添：様式1別紙【議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に行う場合の演説会に係る施設の使用に関する費用の額の承認】）
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合は その理由）	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 地方自治法施行令

第一百七条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。

- 一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）及び公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条に規定する公民館をいう。）
  - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
  - 三 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- ② 前項に規定する演説会等の開催のための施設は、学校にあつてはその授業、研究又は諸行事、その他の施設にあつては業務又は諸行事に支障がある場合においては、これを使用して演説会等を開催することができない。
- ③ 第一項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。
- ④ 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、演説会等を開催しようとする場合において、第一項各号の施設を使用しようとするときは、前項の規定による費用を、あらかじめ、その管理者に支払わなければならない。

個人演説会ができる公営施設の一覧表

Ⅰ 学校・公民館

No.	施設の名称	所 在
1	本町幼稚園	文京町1-10
2	南幼稚園	今泉699
3	東幼稚園	寺山509
4	北幼稚園	菩提375
5	西幼稚園	並木町8-1
6	上幼稚園	柳川25-3
7	ほりかわ幼稚園	堀川109-2
8	本町小学校	文京町1-5
9	末広小学校	末広町6-6
10	南小学校	今泉699
11	南が丘小学校	南が丘4-1
12	東小学校	寺山512
13	北小学校	菩提380
14	大根小学校	南矢名4-29-1
15	広畑小学校	下大槻174-4
16	鶴巻小学校	鶴巻2240-1
17	西小学校	並木町8-1
18	渋沢小学校	渋沢上1-12-1
19	堀川小学校	堀川105-3
20	上小学校	柳川25-3
21	本町中学校	富士見町1-1
22	南中学校	緑町16-1
23	南が丘中学校	南が丘1-6
24	東中学校	寺山509
25	北中学校	横野101
26	大根中学校	南矢名4-28-1
27	鶴巻中学校	鶴巻2220
28	西中学校	柳町2-5-1
29	渋沢中学校	渋沢2030

30	すえひろこども園	末広町 6 - 3 5
31	つるまきこども園	鶴巻 2 2 4 8 - 1
32	ひろはたこども園	下大槻 1 3 8
33	みどりこども園	緑町 1 6 - 2
34	しぶさわこども園	渋沢上 1 - 1 2 - 2
35	本町公民館	入船町 1 2 - 2
36	南公民館	今泉 5 9 8
37	南が丘公民館	南が丘 4 - 2
38	東公民館	東田原 1 5 3 8 - 3
39	北公民館	菩提 3 5 4 - 3
40	大根公民館	南矢名 3 - 1 6 - 2 2
41	鶴巻公民館	鶴巻 2 1 8 2
42	西公民館	柳町 2 - 5 - 2
43	渋沢公民館	渋沢上 2 - 9 - 1
44	上公民館	菖蒲 1 5 8 7 - 1 6
45	堀川公民館	堀川 2 0 3 - 1

## 2 会館（公会堂）

No.	施設の名称	所 在
46	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）	平沢 8 2

## 3 選挙管理委員会が指定した施設

No.	施設の名称	所 在
47	ほうらい児童館（集会室・遊戯室）	曾屋 5 7 9 8 - 3
48	平沢児童館（遊戯室）	平沢 9 7 9 - 4
49	西大竹児童館（遊戯室）	西大竹 2 1 8 - 1
50	谷戸児童館（集会室）	西田原 9 2 3
51	戸川児童館（遊戯室）	戸川 6 8 4
52	横野児童館（遊戯室）	横野 6 0 9 - 1
53	三屋台児童館（遊戯室）	戸川 1 5 4 - 1
54	広畑児童館（遊戯室）	下大槻 4 1 0 - 3

55	北矢名児童館（遊戯室）	北矢名 2   4 - 1
56	渋沢児童館（集会室）	渋沢 2   4
57	堀山下児童館（遊戯室）	堀山下 8 4 3
58	柳川児童館（遊戯室）	柳川 5 4 - 1
59	曲松児童センター（会議室）	曲松 1 - 3 - 1 8
60	老人いこいの家 あずま荘（会議室）	寺山 4 6 6 - 2
61	同 くずは荘（会議室）	羽根 5 3 4
62	同 ほりかわ荘（会議室）	堀川 5 7 9 - 1
63	同 かわじ荘（会議室）	八沢 6 2 6 - 1
64	保健福祉センター（多目的ホール・教養娯楽室・第4会議室）	緑町 1 6 - 3
65	広畑ふれあいプラザ（多目的ホール）	下大槻 1 7 4 - 4
66	サンライフ鶴巻（大会議室・体育室）	鶴巻 1 7 6 8 - 1
67	末広ふれあいセンター （世代間交流室・伝統文化継承室）	末広町 6 - 5 3

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-08

処 分 の 名 称		主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員）の解職の請求代表者証明書の交付
根拠法令・条例等名		地方自治法施行令
条 項		第 1 2 1 条（第 9 1 条第 2 項を準用）
所 管 部 課 等		部課等名 選挙管理委員会事務局
		電話番号 0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 6 1
基 準	法令基準	<p>申請することができる者</p> <p>1 公職選挙法第 2 2 条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げる者は申請することができない。</p> <p>(1) 公職選挙法第 2 7 条第 1 項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p> <p>(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第 2 8 条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 本市の選挙管理委員会の委員又は職員である者</p> <p>2 請求代表者となる者は、複数でも構わない。</p> <p>各条文の内容は別紙のとおり（別添：様式 1 別紙【主要公務員の解職の請求代表者証明書の交付】）</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	過去に申請実績がなく、あらかじめ設定することが困難なため、未設定。
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考		

## 公職選挙法

### (登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-061-09

処 分 の 名 称		合併協議会設置に係る投票実施請求代表者証明書の交付	
根拠法令・条例等名		市町村の合併の特例に関する法律施行令	
条 項		第 1 3 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	選挙管理委員会事務局
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 6 1
基 準	法令基準	<p>申請することができる者</p> <p>1 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げる者は申請することができない。</p> <p>(1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者</p> <p>(2) 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>(3) 本市の選挙管理委員会の委員又は職員である者</p> <p>2 請求代表者となる者は、複数でも構わない。</p> <p>各条文の内容は別紙のとおり(別添：様式1別紙【合併協議会設置に係る投票実施請求代表者証明書の交付】)</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 公職選挙法

### (登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

(表示及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-01

処 分 の 名 称		防火対象物の定期点検報告制度の特例認定	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第8条の2の3第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>防火対象物点検報告の特例認定を受ける要件は、次のとおり、消防法（以下「法」という。）第8条の2の3に規定されている。</p> <p>① 申請者が防火対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。</p> <p>② 過去3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>③ 過去3年以内において法第8条の2の3第6項にないこと。</p> <p>④ 過去3年以内において法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること。</p> <p>⑤ 過去3年以内において法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。</p> <p>⑥ 当該防火対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>「点検基準」については、消防法施行規則第4条の2の6及び防火対象物の点検基準に係る事項等を定める告示（平成14年消防庁告示第定める基準に適合するものであること。</p> <p>「点検基準」については、消防法施行規則第4条の2の6及び防火対象物の点検基準に係る事項等を定める告示（平成14年消防庁告示第施行規則第4条の2の8に規定されている。</p> <p>内容は、別紙のとおり</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合 はその理由)	14日(申請日の翌日から起算する。)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		「秦野市火災予防事務の取扱いに関する規程」に標準事務処理期間を定め、運用している。

点検基準	<p>・ 消防法施行規則第4条の2の6</p> <p>法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第三条第一項及び第三条の二第一項の届出がされていること。</p> <p>一の二 令第四条の二の四に規定する防火対象物にあっては、法第八条の二の五第二項の届出がされていること。</p> <p>二 防火管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。</p> <p>三 法第八条の二第一項に規定する高層建築物又は令第三条の三に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれているもの又は法第八条の二第一項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するものにおいて、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。</p> <p>四 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。</p> <p>五 法第八条の二第一項に規定する高層建築物若しくは地下街又は令第四条の三第一項及び第二項の防火対象物において使用する防災対象物品に、法第八条の三第二項、第三項及び第五項の規定に従って、表示が付されていること。</p> <p>六 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第一条の十第一項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第九条の三第一項ただし書に規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。</p> <p>七 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第十七条第一項及び第三項、法第十七条の二の五並びに法第十七条の三並びにこれらに基づく命令の規定に従って設置されていること。</p> <p>八 法第十七条の三の二の規定に基づき、届出を行い、検査を受けていること。</p> <p>九 前各号に定めるもののほか、法又は法に基づく命令に規定</p>
------	---

	<p>する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。</p> <p>2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であって、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定（第三号に掲げるものにあつては、前項第一号から第四号までの規定）以外の規定を適用しないものとする。</p> <p>一 令第二条の規定により一の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物のうち、令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分が存しないもの</p> <p>二 令第八条第一号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分</p> <p>三 令第八条第二号に掲げる部分で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分</p> <p>四 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十七年総務省令第四十号）第二条第一号に規定する特定共同住宅等（これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。）の次に掲げる部分以外の部分</p> <p>イ 令別表第一（五）項イ並びに（六）項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分</p> <p>ロ イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路</p>
	<p>・防火対象物の点検基準に係る事項等を定める告示</p>
	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を次のとおり定める。</p> <p><b>第一</b> 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の六第一項第二号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関</p>

	<p>する事項</p> <p>二 防火対象物についての火災予防上の自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>四 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項</p> <p>五 防火上の構造の点検及び維持管理に関する事項</p> <p>六 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事項</p> <p>七 防火上必要な教育に関する事項</p> <p>八 消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事項</p> <p>九 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事項</p> <p>十 防火管理について消防機関との連絡に関する事項</p> <p>十一 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関する事項</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、防火管理に関し必要な事項</p> <p>十三 防火管理上必要な業務の一部が防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、防火管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項</p> <p>十四 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の当該権原の範囲に関する事項</p> <p>十五 規則第三条第四項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあつては、次に掲げる事項</p> <p>（一） 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>（二） 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項</p>
--	---

(三) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項

(四) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項

(五) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項

(六) 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために

必要な教育及び広報に関する事項十六 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ、(十六)項イ又は(十六の二)項に掲げる防火対象物にあっては、消火及び避難の訓練の実施回数に関する事項（当該消火及び避難の訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関する事項を含む。）

**第二** その管理について権原が分かれている防火対象物において適切に行われていることとされる事項

規則第四条の二の六第一項第三号の事項は、消防法（昭和三十二年法律第百八十六号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による同項の事項の作成及び同条第二項の規定による当該事項の届出とする。

**第三** 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る事項

規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。

一 消火器又は簡易消火用具にあっては、令第十条第一項及び第三項の規定に従って設置されていること。

二 屋内消火栓設備にあっては、令第十一条第一項、第二項及び第四項の規定に従って設置されていること。

三 スプリンクラー設備にあっては、令第十二条第一項、第三項及び第四項の規定に従って設置されていること。

四 水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備にあっては、令第十三条の規定に従って設置されていること。

五 屋外消火栓設備にあっては、令第十九条第一項、第二項及び第四項の規定に従って設置されていること。

- 六 動力消防ポンプ設備にあつては、令第二十条第一項、第二項及び第五項の規定に従つて設置されていること。
- 七 自動火災報知設備にあつては、令第二十一条第一項及び第三項の規定に従つて設置されていること。
- 八 ガス漏れ火災警報設備にあつては、令第二十一条の二第一項の規定に従つて設置されていること。
- 九 漏電火災警報器にあつては、令第二十二条第一項の規定に従つて設置されていること。
- 十 消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、令第二十三条第一項及び第三項の規定に従つて設置されていること。
- 十一 非常警報器具又は非常警報設備にあつては、令第二十四条第一項から第三項まで及び第五項の規定に従つて設置されていること。
- 十二 避難器具にあつては、令第二十五条第一項及び第二項第一号の規定に従つて設置されていること。
- 十三 誘導灯及び誘導標識にあつては、令第二十六条第一項及び第三項の規定に従つて設置されていること。
- 十四 消防用水にあつては、令第二十七条第一項及び第二項の規定に従つて設置されていること。
- 十五 排煙設備にあつては、令第二十八条第一項及び第三項の規定に従つて設置されていること。
- 十六 連結散水設備にあつては、令第二十八条の二第一項、第三項及び第四項の規定に従つて設置されていること。
- 十七 連結送水管にあつては、令第二十九条第一項の規定に従つて設置されていること。
- 十八 非常コンセント設備にあつては、令第二十九条の二第一項の規定に従つて設置されていること。
- 十九 無線通信補助設備にあつては、令第二十九条の三第一項の規定に従つて設置されていること。
- 二十 前各号の規定にかかわらず、令第二十九条の四第一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が、同項に規定する通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認めた状況で設置されていること。
- 二十一 前各号の規定にかかわらず、現に令第三十二条の規定

	<p>が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長又は消防署長が、同条の規定の適用を認めた状況で設置されていること。</p> <p>二十二 前各号の規定にかかわらず、法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。</p> <p>二十三 前各号の規定にかかわらず、法第十七条の二の五第一項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定に従つて設置されていること。</p> <p>二十四 前号に掲げるもののほか、法第十七条の三第一項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する規定に従つて設置されていること。</p>
<p>総務省令で定める基準</p>	<p>消防法施行規則第4条の2の8</p> <p>法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、同条第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、次の各号に掲げる要件を満たしていることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第四条の二の六に規定する基準に適合していること。</li> <li>二 前号に掲げるもののほか、消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていること。</li> <li>三 法第十七条の三の三の規定を遵守していること。</li> <li>四 前各号に掲げるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準に適合していること。</li> </ul> <p>2 法第八条の二の三第二項の規定による申請は、別記様式第一号の二の二の三の申請書により行うものとする。</p> <p>3 法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 防火対象物の管理を開始した日</li> <li>二 前号に掲げるもののほか、市町村長が定める事項</li> </ul> <p>4 前項第一号の事項については、当該事項を確認できる書類を添えなければならない。</p> <p>5 法第八条の二の三第三項の規定により認定することを決定し</p>

	<p>た旨の通知には、当該認定が効力を生じる日を記載するものとする。</p> <p>6 法第八条の二の三第三項の規定により認定をしないことを決定したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を同条第二項の申請者に通知しなければならない。</p> <p>7 法第八条の二の三第五項の規定による届出は、別記様式第一号の二の二の三により行うものとする。</p>
--	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-02

処 分 の 名 称		仮貯蔵・仮取扱の承認	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第10条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防法令（法律、政令、省令、告示）及び「秦野市仮貯蔵等及び仮使用の承認並びに予防規程の認可に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領」並びに消防庁から示された運用基準及び行政実例の通知を留意して判断する。 別紙「要領」のとおり。</p> <p>【消防庁から示された運用基準及び行政実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について （平成4年6月18日消防危第52号）</li> <li>・積載式移動貯蔵タンクの仮貯蔵について （平成6年7月29日消防危第66号）</li> <li>・移動タンク貯蔵所等に取り付けられている燃料油メーターの検定作業等に対する消防法上の取扱について （平成8年5月15日消防危第64号）</li> <li>・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて （平成25年10月3日消防危第171号）</li> </ul>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	仮貯蔵・仮取扱の承認 7日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市仮貯蔵の承認等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領

(趣旨)

- 1 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いに係る承認（以下「仮貯蔵等の承認」という。）及び法第11条第5項ただし書に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の一部の仮使用に係る承認（以下「仮使用の承認」という。）並びに法第14条の2第1項に規定する予防規程の認可の審査基準及び標準処理期間について、法令で定めのあるもののほか、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第6条の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 仮貯蔵等の承認の審査基準は、別表第1のとおりとする。
- 3 仮使用の承認の審査基準は、別表第2のとおりとする。
- 4 予防規程の許可の審査基準は、別表第3のとおりとする。

(標準処理期間)

- 5 次に掲げる処理の標準処理期間は、別表第4のとおりとする。
  - (1) 仮貯蔵・仮取扱の承認
  - (2) 製造所等の設置許可
  - (3) 製造所等の変更許可
  - (4) 完成検査
  - (5) 完成検査前検査
  - (6) 仮使用の承認
  - (7) 予防規程の認可
  - (8) 定期保安検査
  - (9) 臨時保安検査
  - (10) 完成検査済証再交付
  - (11) 保安検査時期変更承認

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月1日から施行する。

## 別表第1（仮貯蔵・仮取扱いの承認の審査基準）

### 1 仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合は、同一場所において法定期間（10間日）を経過後、反復して行ってはならない。

### 2 場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」う。）第9条第1項第1号の規定を準用するものとする。

### 3 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行う場合は、次によるものとする。

- (1) 湿潤でなく、かつ、排水及び通風の良い場所とし、その周囲には不燃材料で造ったさく等を設けて明確に区画すること。
- (2) 前号のさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合、危険物規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）以下。「府令」という。）第24条の12第2項第2号掲げる空地の幅のおおむね2分の1以上の空地を保有すること。
- (3) 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類以外の危険物の仮貯蔵等は承認しない

### 4 屋内における仮貯蔵

屋内において仮貯蔵等をする場合は、次によるものとする。

- (1) 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口は甲種防火戸又は乙種防火戸を設けた、専用の棟又は室とすること。
- (2) 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品がある場合においては、その物品がある場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に完全に区分すること。ただし、政令第26条第1項第1号ただし

書を準用する。

(3) 類を異にする危険物、同一の建築物内の一部において類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、政令第26条第1項第1の2号ただし書を準用する。

(4) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

## 5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所は、危険物の性質、数量等に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数量が、屋外にあっては危険物の所要単位に達するよう、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位に達するように設ける。

## 6 貯蔵及び取扱いの基準

仮貯蔵等においてする危険物の貯蔵又は取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、政令第4章の規定を準用するものとする。

7 タンクコンテナで危険物の仮貯蔵をする場合は、「タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について（平成4年6月18日消防危第52号）」によるものとする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-03

処 分 の 名 称		危険物施設の設置・変更の許可	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第11条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防法令（法律、政令、省令、告示）及び消防庁から示された運用基準並びに行政実例の通知を留意して判断する。  別紙、「消防庁から示された運用基準及び行政実例」のとおり。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	製造所等の設置許可   4日 製造所等の変更許可   0日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

基準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動タンク貯蔵所の規制について (昭和 37 年 12 月 4 日自消丙予発 131 号)</li> <li>・ 危険物製造所等の設置変更及び完成検査に関する事務処理手続きについて (昭和 39 年 3 月 2 日自治甲消予発第 15 号)</li> <li>・ 配管による灯油の供給施設に関する運用基準について (昭和 44 年 11 月 26 日消防予第 269 号)</li> <li>・ 移動タンク貯蔵所の設置許可申請書に添付する図書について (昭和 47 年 2 月 15 日消防予第 57 号)</li> <li>・ 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について (昭和 48 年 3 月 12 日消防予第 45 号)</li> <li>・ 屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について (昭和 51 年 1 月 16 日消防予第 4 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令第 9 条第 20 号イの屋外にあるタンクの防油堤に関する運用について (昭和 51 年 8 月 3 日消防危第 31 号)</li> <li>・ 保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱いについて (昭和 51 年 9 月 3 日消防危第 51 号)</li> <li>・ 既設の屋外貯蔵タンクの設置位置に新たに屋外貯蔵タンクを設置する場合の取扱いについて (昭和 51 年 10 月 30 日消防危第 77 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について (昭和 52 年 3 月 30 日付け消防危第 56 号)</li> <li>・ 屋外タンク貯蔵所に係る防火へい又は水幕設備の設置について (昭和 52 年 4 月 28 日消防危第 75 号)</li> <li>・ 防油堤の構造等に関する運用基準について (昭和 52 年 11 月 14 日消防危第 162 号)</li> <li>・ 移動タンク貯蔵所に係る事務の処理方法について (昭和 54 年 3 月 22 日消防危第 33 号)</li> <li>・ 屋外タンク貯蔵所の地震対策について (昭和 54 年 12 月 25 日消防危第 169 号)</li> </ul>
----	------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について (昭和 55 年 7 月 1 日消防危第 80 号)</li> <li>・可撓管継手の設置等に関する運用基準について (昭和 56 年 3 月 9 日消防危第 20 号)</li> <li>・可撓管継手の設置等に関する運用基準の取扱いについて (昭和 56 年 8 月 14 日消防危第 107 号)</li> <li>・可撓管継手に関する技術上の指針の取扱いについて (昭和 57 年 5 月 28 日消防危第 59 号)</li> <li>・杭又はリングを用いた特定屋外タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について (昭和 57 年 2 月 22 日消防危第 17 号)</li> <li>・製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について (昭和 58 年 3 月 9 日消防危第 21 号)</li> <li>・製造所等において行われる工事に係る運用上の指針について (昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号)</li> <li>・移動タンク貯蔵所の防護枠の取扱いについて (昭和 62 年 4 月 30 日消防危第 41 号)</li> <li>・地下貯蔵タンクの漏れ防止構造について (昭和 62 年 7 月 28 日消防危第 75 号)</li> <li>・給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について (平成元年 3 月 3 日消防危第 15 号)</li> <li>・消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について (平成元年 3 月 22 日消防危第 24 号)</li> <li>・海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について (平成元年 4 月 10 日消防危第 33 号)</li> <li>・積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について (平成 2 年 6 月 28 日消防危第 76 号)</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・給油タンク車及び給油ホース車の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について (平成2年6月28日消防危第76号)</li> <li>・鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について (平成3年4月30日消防危第37号)</li> <li>・二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について (平成4年2月5日消防危第11号)</li> <li>・内燃機関を原動機とする加圧送水装置の構造及び性能の基準について (平成4年3月25日消防危第26号)</li> <li>・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について (平成4年6月18日消防危第53号)</li> <li>・積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について (平成4年6月18日消防危第54号)</li> <li>・鋼製強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について (平成5年9月2日消防危第66号)</li> <li>・油中ポンプ設備に係る規定の運用について (平成5年9月2日消防危第67号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定給油設備及び灯油用固定注油設備の構造について (平成5年9月2日消防危第68号)</li> </ul> </li> <li>・メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について (平成6年3月25日消防危第28号)</li> <li>・給油取扱所に設置される充電設備の技術上の基準等に係る運用上の指針について (平成6年3月29日消防危第29号)</li> <li>・「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」の一部改正について (平成6年5月9日消防危第41号)</li> <li>・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準の一部改正について (平成7年3月10日消防危第21号)</li> </ul>
--	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準の一部改正について (平成7年3月14日消防危第23号)</li> <li>・強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について (平成7年3月28日消防危第28号)</li> <li>・ガス系消火設備等に係る取扱いについて (平成7年5月10日消防危第89号)</li> <li>・「固定給油設備及び灯油用固定注油設備の取扱いについて」の一部改正について (平成7年9月20日消防危第100号)</li> <li>・「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて」の一部改正について (平成7年11月10日消防危第151号)</li> <li>・危険物関連設備等の性能評価制度について (平成8年7月30日消防危第92号)</li> <li>・危険物施設の消火設備、屋外タンク貯蔵所の歩廊橋及び屋内貯蔵所の耐震対策に係る運用について (平成8年10月5日消防危第125号)</li> <li>・地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について (平成8年10月18日消防危第127号)</li> <li>・「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」の一部改正について (平成8年10月18日消防危第128号)</li> <li>・強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて (平成8年10月18日消防危第129号)</li> <li>・危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて (平成8年12月25日消防危第169号)</li> <li>・製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について (平成9年3月26日消防危第31号)</li> <li>・「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」の一部改正について (平成9年3月26日消防危第32号)</li> <li>・移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について (平成9年3月26日消防危第33号)</li> </ul>
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」の一部改正について (平成9年3月26日消防危第34号)</li> <li>・製造所等の設置又は変更の許可に係る手続等の簡素合理化について (平成9年3月26日消防危第35号)</li> <li>・屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の手続きに関する運用について (平成9年3月26日消防危第36号)</li> <li>・天然ガス充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針の一部改正について (平成9年3月28日消防危第37号)</li> <li>・圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について (平成10年3月11日消防危第22号)</li> <li>・危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について (平成10年3月11日消防危第23号)</li> <li>・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について (平成10年3月13日消防危第25号)</li> <li>・危険物配管における危険物以外の物品の取扱いに係る運用について (平成10年3月16日消防危第27号)</li> <li>・複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について (平成10年3月11日消防危第28号)</li> <li>・製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンクに関する運用について (平成10年3月16日消防危第29号)</li> <li>・防油堤の漏えい防止措置等について (平成10年3月20日消防危第32号)</li> <li>・特定屋外タンク貯蔵所における緊急遮断弁に係る運用について (平成10年3月20日消防危第31号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について (平成10年3月27日消防危第36号)</li> <li>・浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに設置する屋根構造物の取扱いについて (平成10年11月5日消防危第95号)</li> <li>・給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について (平成11年2月25日消防危第16号)</li> <li>・準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術基準等に関する運用について (平成11年3月30日消防危第27号)</li> <li>・ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について (平成11年6月2日消防危第53号)</li> <li>・メタノールを含有する自動車用燃料の取扱いについて (平成11年8月3日消防危第72号)</li> <li>・消防法に基づく危険物規制事務の自治事務化に伴う既発の通達の取扱いについて (平成11年9月30日消防危第90号)</li> <li>・「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について (平成12年2月1日消防危第12号)</li> <li>・「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」の一部改正について (平成12年3月30日消防危第38号)</li> <li>・危険物を取り扱う配管の一部へのサイトグラスの設置について (平成13年2月28日消防危第24号)</li> <li>・「製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について」の一部改正について (平成13年3月16日消防危第33号)</li> <li>・海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について (平成13年3月23日消防危第35号)</li> <li>・製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について (平成13年3月29日消防危第40号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について (平成 13 年 3 月 30 日消防危第 41 号)</li> <li>・タンク内容積の計算方法について (平成 13 年 3 月 30 日消防危第 42 号)</li> <li>・可燃性蒸気流入防止構造等の基準について (平成 13 年 3 月 29 日消防危第 43 号)</li> <li>・国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について (平成 13 年 4 月 9 日消防危第 50 号)</li> <li>・「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」の一部改正について (平成 13 年 4 月 11 日消防危第 51 号)</li> <li>・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における静電期待作について (平成 13 年 8 月 13 日消防危第 95 号)</li> <li>・給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について (平成 13 年 11 月 21 日消防危第 127 号)</li> <li>・連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について (平成 14 年 1 月 22 日消防危第 17 号)</li> <li>・移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針の一部改正について (平成 14 年 2 月 26 日消防危第 28 号)</li> <li>・製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について (平成 14 年 2 月 26 日消防危第 30 号)</li> <li>・製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて (平成 14 年 3 月 29 日消防危第 49 号)</li> <li>・一般高圧ガス保安法規則及びコンビナート等保安規則が適用される充てん所に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について (平成 15 年 3 月 28 日消防危第 97 号)</li> <li>・共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について (平成 15 年 8 月 6 日消防危第 81 号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・エタノール3%含有ガソリン（E3）を取り扱う給油取扱所に関する運用上の指針について （平成16年3月3日消防危第26号）</li> <li>・移動タンク貯蔵所の技術上の基準等（IMDGコード型タンクローリー車、運転要員の確保関係）に係る運用について （平16年3月23日消防危第35号）</li> <li>・危険物事務に関する執務資料の送付について （平成17年3月31日消防危第67号）</li> <li>・「屋外貯蔵タンクの保温材としてのウレタンフォーム難燃性の判断基準について」の一部改正 （平成17年8月19日消防危第175号）</li> <li>・給油取り扱い等における単独荷卸しに係る運用について （平成17年10月26日消防危第245号）</li> <li>・「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法について」の一部改正について （平成17年10月27日消防危第246号）</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について （平成17年12月19日消防危第295号）</li> <li>・外国製オイルの適正な貯蔵及び容器の表示の指導について （平成17年12月20日消防危第300号）</li> <li>・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の公布について （平成18年1月25日消防危第33号）</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について （平成18年3月17日消防危第85号）</li> <li>・ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について （平成18年3月27日消防危第87号）</li> <li>・機械により荷役する構造を有する運搬容器の特例の運用について （平成18年3月30日消防危第90号）</li> <li>・給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について （平成18年4月25日消防危第106号）</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について (平成 18 年 5 月 9 日消防危第 112 号)</li> <li>・ 給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について (平成年 18 月 5 日 10 消防危第 113 号)</li> <li>・ 液面揺動に伴い浮き屋根に作用する荷重の算出方法の一部見直しについて (平成 18 年 6 月 30 日消防危第 157 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 18 年 9 月 19 日消防危第 191 号)</li> <li>・ 危険物施設における変更許可申請等の適切な実施について (平成 18 年 10 月 6 日消防危第 207 号)</li> <li>・ 鋼製地下タンクの内面保護に係る F R P ライニング施工に関する指針について (平成 19 年 2 月 27 日消防危第 48 号)</li> <li>・ 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の改修等について (平成 19 年 3 月 28 日消防危第 64 号)</li> <li>・ 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について (平成 19 年 3 月 28 日消防危第 66 号)</li> <li>・ 危険物施設の検査に係る審査の委託について (平成 19 年 3 月 29 日消防危第 65 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 19 年 3 月 29 日消防危第 68 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する規則等の一部改正について (平成 19 年 9 月 21 日消防危第 218 号)</li> <li>・ 特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の構造等に係る運用指針について (平成 19 年 10 月 19 日消防危第 242 号)</li> <li>・ 「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について (平成 20 年 1 月 28 日消防危第 16 号)</li> <li>・ エタノール 3%含有ガソリン (E3) を取り扱う給油取扱所に関する運用について (平成 20 年 3 月 24 日消防危第 44 号)</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ E T B E を含有したガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用について (平成 20 年 3 月 24 日消防危第 45 号)</li> <li>・ 船舶給油取扱所の技術上の基準の運用について (平成 20 年 5 月 22 日消防危第 264 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 20 年 7 月 8 日消防危第 290 号)</li> <li>・ 「危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」の一部改正について (平成 21 年 8 月 4 日消防危第 144 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令等の公布について (平成 21 年 10 月 16 日消防危第 188 号)</li> <li>・ 危険物の貯蔵及び取扱いを休止している屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所についての運用に係る留意事項について (平成 21 年 10 月 27 日消防危第 193 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 21 年 11 月 17 日消防危第 204 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について (平成 22 年 2 月 26 日消防危第 35 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令等の公布について (平成 22 年 6 月 28 日消防危第 130 号)</li> <li>・ 既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について (平成 22 年 7 月 8 日消防危第 144 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 22 年 7 月 23 日消防危第 158 号)</li> <li>・ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 P F O S 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬 剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令」の公布について (平成 22 年 9 月 3 日消防危第 190 号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三 項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表P F O S又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤 及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の施行に伴う留意事項について (平成 22 年 9 月 3 日消防危第 191 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 22 年 12 月 28 日消防危第 297 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 23 年 12 月 21 日消防危第 273 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について (平成 23 年 12 月 21 日消防危第 295 号)</li> <li>・ 地下配管の塗覆装等の技術上の基準に係る運用について (平成 23 年 12 月 21 日消防危第 302 号)</li> <li>・ リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について (平成 23 年 12 月 27 日消防危第 303 号)</li> <li>・ エタノール等を取り扱う給油取扱所の技術上の基準に係る運用について (平成 24 年 1 月 11 日消防危第 2 号)</li> <li>・ 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について (平成 24 年 3 月 16 日消防危第 77 号)</li> <li>・ 浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について (平成 24 年 3 月 28 日消防危第 88 号)</li> <li>・ 「消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について」の一部改正について (平成 24 年 3 月 30 日消防危第 90 号)</li> <li>・ 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について (平成 24 年 3 月 30 日消防危第 91 号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 24 年 3 月 30 日消防危第 92 号)</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について (平成 24 年 5 月 23 日消防危第 132 号)</li> <li>・「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」の一部改正について (平成 24 年 5 月 23 日消防危第 138 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 24 年 8 月 28 日消防危第 199 号)</li> <li>・「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」等の一部改正について (平成 24 年 12 月 18 日消防危第 263 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 25 年 2 月 22 日消防危第 25 号)</li> <li>・特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドラインについて (平成 25 年 3 月 29 日消防危第 49 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 25 年 8 月 23 日消防危第 156 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 27 年 4 月 24 日消防危第 91 号)</li> <li>・圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について (平成 27 年 6 月 5 日消防危第 123 号)</li> <li>・危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて (平成 27 年 6 月 8 日消防危第 135 号)</li> <li>・建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について (平成 27 年 12 月 8 日消防危第 268 号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について (平成 28 年 3 月 1 日消防危第 28 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 28 年 3 月 1 日消防危第 37 号)</li> <li>・建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱について (平成 28 年 3 月 23 日消防危第 42 号)</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について (平成 28 年 3 月 25 日消防危第 44 号)</li> <li>・「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について (平成 29 年 1 月 26 日消防危第 31 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 29 年 3 月 31 日消防危第 71 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 29 年 5 月 18 日消防危第 104 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 29 年 10 月 30 日消防危第 216 号)</li> <li>・「地下貯蔵タンクの砕石基礎による施行方法について」の一部改正について (平成 29 年 12 月 15 日消防危第 205 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 30 年 3 月 29 日消防危第 42 号)</li> <li>・「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について (平成 30 年 3 月 30 日消防危第 44 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 30 年 4 月 27 日消防危第 72 号)</li> <li>・「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」の一部改正について (平成 30 年 4 月 27 日消防危第 73 号)</li> <li>・給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について (平成 30 年 8 月 20 日消防危第 154 号)</li> <li>・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の施行について (平成 30 年 8 月 31 日消防危第 165 号)</li> <li>・大規模地震発生後の危険物施設の安全確保について (平成 30 年 9 月 6 日消防危第 167 号)</li> </ul>
--	--	---

<p>基準</p>	<p>法令基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」に係る執務資料の送付について (平成 30 年 9 月 26 日消防危第 176 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 30 年 12 月 18 日消防危第 226 号)</li> <li>・プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について (平成 31 年 3 月 29 日消防危第 51 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (平成 31 年 4 月 19 日消防危第 81 号)</li> <li>・危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について (平成 31 年 4 月 24 日消防危第 84 号)</li> <li>・屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について (令和元年 8 月 27 日消防危第 117 号)</li> <li>・「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針についての一部改正について」 (令和元年 8 月 27 日消防危第 118 号)</li> <li>・製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の運用について (令和元年 8 月 27 日消防危第 119 号)</li> <li>・「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について (令和元年 8 月 27 日消防危第 120 号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について (令和元年 12 月 20 日消防危第 186 号)</li> <li>・「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」の一部改正について (令和 2 年 1 月 23 日消防危第 21 号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和 2 年 3 月 16 日消防危第 67 号)</li> <li>・屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について (令和 2 年 3 月 27 日消防危第 84 号)</li> <li>・危険物施設の風水害対策ガイドラインについて</li> </ul>
-----------	-------------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの改訂等について (令和2年3月27日消防危第74号)</li> <li>・顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について (令和2年3月27日消防危第87号)</li> <li>・給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について (令和2年3月27日消防危第88号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和2年3月27日消防危第89号)</li> <li>・危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について (令和2年5月29日消防危第119号)</li> <li>・プラント保安分野における AI 信頼性評価ガイドライン等の送付について (令和2年11月17日消防危第273号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について (令和2年12月25日消防危第284号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和3年2月22日消防危第20号)</li> <li>・「特定屋外貯蔵タンクの溶接施工方法確認試験について」の一部改正について (令和3年3月19日消防危第37号)</li> <li>・「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について (令和3年3月26日消防危第43号)</li> <li>・プラント保安分野における AI 信頼性評価ガイドラインの改定について (令和3年3月30日消防危第48号)</li> <li>・給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について (令和3年3月30日消防危第50号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について (令和3年3月30日消防危第51号)</li> <li>・「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」の一部改正について (令和3年3月30日消防危第52号)</li> <li>・屋内給油取扱所の範囲に係る運用について (令和3年7月21日消防危第172号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について (令和3年7月21日消防危第162号)</li> <li>・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表P F O S又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について (令和3年9月21日消防危第214号)</li> <li>・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表P F O S又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について (令和3年10月22日消防危第234号)</li> <li>・小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策について (令和4年3月30日消防危第63号)</li> <li>・プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドラインの改訂について (令和4年4月20日消防危第92号)</li> <li>・キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について (令和4年4月27日消防危第96号)</li> <li>・屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について (令和4年8月4日消防危第175号)</li> <li>・ドライコンテナによる危険物の貯蔵について (令和4年12月13日消防危第283号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について (令和4年12月26日消防危第295号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和5年3月24日消防危第63号)</li> <li>・ 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の 基準適合の徹底について (令和5年3月29日消防危第67号)</li> <li>・ 製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の公布について (令和5年3月31日消防危第72号)</li> <li>・ 火災予防、危険物保安及び石油コンビナート等の保安の各分野における消防法令に基づく処分通知等のデジタル化について (令和5年4月27日消防危第118号)</li> <li>・ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する AI システムの導入に係る留意事項について (令和5年5月15日消防危第124号)</li> <li>・ 鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について (令和5年7月7日消防危第214号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について (令和5年9月19日消防危第249号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和5年9月25日消防危第274号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び 石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の施行について (令和5年10月27日消防危第308号)</li> <li>・ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和5年11月8日消防危第316号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について (令和5年12月6日消防危第324号)</li> </ul>
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について (令和5年12月28日消防危第361号)</li> <li>・危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について (令和6年2月29日消防危第40号)</li> <li>・「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」の一部改正について (令和6年3月18日消防危第48号)</li> <li>・車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用の改正について (令和6年3月28日消防危第55号)</li> <li>・屋内貯蔵所において電気機械器具等を使用する場合の運用について (令和6年3月29日消防危第80号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の公布について (令和6年5月31日消防危第151号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う危険物の流出を防止する措置の運用について (令和6年5月31日消防危第170号)</li> <li>・リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について (令和6年7月2日消防危第200号)</li> <li>・「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」の一部改正について (令和6年9月17日消防危第273号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について (令和6年11月29日消防危第321号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について (令和6年12月9日消防危第345号)</li> <li>・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩 の項、PFOA 又はその塩 の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</li> </ul>
--	--	---

		<p>に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について  (令和7年1月10日消防危第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について  (令和7年5月14日消防危第96号)</li> <li>・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について  (令和7年5月27日消防危第116号)</li> <li>・製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について  (令和7年6月30日消防危第140号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について  (令和7年7月30日消防危第181号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について  (令和7年9月30日消防危第212号)</li> <li>・「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」の一部改正について  (令和7年12月17日消防危第253号)</li> <li>・危険物規制事務に関する執務資料の送付について  (令和7年12月25日消防危第260号)</li> </ul>
--	--	---

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-04

処 分 の 名 称		危険物施設の完成検査	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第11条第5項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防法令（法律、政令、省令、告示）及び消防庁から示された運用基準並びに行政実例の通知を留意して判断する。 【消防庁から示された運用基準及び行政実例】 ・危険物施設の変更工事に係る完成検査等について （平成11年3月17日消防危第22号） ・製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続きについて （平成11年3月23日消防危第24号） ・危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について （平成13年3月30日消防危第44号） ・認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について （平成21年11月20日消防危第207号） ・認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について （平成24年3月30日消防危第89号）	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	完成検査 7日（検査を行った日から起算する。）	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-05

処 分 の 名 称		仮使用の承認	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第11条第5項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防法令（法律、政令、省令、告示）及び「秦野市仮貯蔵等及び仮使用の承認並びに予防規程の認可に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領」並びに消防庁から示された運用基準及び行政実例の通知を留意して判断する。 別紙「要領」のとおり。</p> <p>・消防法の一部を改正する法律の施行について (昭和46年7月27日消防予第105号)</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	仮使用の承認 10日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市仮貯蔵の承認等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領

(趣旨)

- 1 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いに係る承認（以下「仮貯蔵等の承認」という。）及び法第11条第5項ただし書に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の一部の仮使用に係る承認（以下「仮使用の承認」という。）並びに法第14条の2第1項に規定する予防規程の認可の審査基準及び標準処理期間について、法令で定めのあるもののほか、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第6条の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 仮貯蔵等の承認の審査基準は、別表第1のとおりとする。
- 3 仮使用の承認の審査基準は、別表第2のとおりとする。
- 4 予防規程の許可の審査基準は、別表第3のとおりとする。

(標準処理期間)

- 5 次に掲げる処理の標準処理期間は、別表第4のとおりとする。
  - (1) 仮貯蔵・仮取扱の承認
  - (2) 製造所等の設置許可
  - (3) 製造所等の変更許可
  - (4) 完成検査
  - (5) 完成検査前検査
  - (6) 仮使用の承認
  - (7) 予防規程の認可
  - (8) 定期保安検査
  - (9) 臨時保安検査
  - (10) 完成検査済証再交付
  - (11) 保安検査時期変更承認

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月1日から施行する。

## 別表第2（仮使用の承認の審査基準）

### 1 承認対象

製造所等の仮使用承認対象は、変更工事に係る部分以外の部分で、その変更工事においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分とする。

### 2 承認条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障ないと認められる場合は、この限りではない。

#### (1) 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程等が組まれていること。

#### (2) 安全管理組織

ア 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

イ 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事内容、進捗の状況、危険物の取扱い状況報告等の事前協議事項が明確にされていること。

ウ 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全装置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

エ 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

#### (3) 工事中の安全対策

ア 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

イ 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

ウ 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去、及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、市切板等による遮断の措置が講じられていりこと。

エ 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入りできないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

オ 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

#### (4) 火気管理

火気（裸火、溶接、溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

ア 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

イ ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

ウ 火気使用場所には、消火器等を配置すること。

#### (5) 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分に行われること。

#### (6) 仮施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の堀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物設備に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

(7) 防火堀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

(8) その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講じること。

### 3 承認申請の時期

仮使用申請は、変更許可申請と同時に受け付けることができる。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		11-069-06
処 分 の 名 称		危険物施設の完成検査前検査
根拠法令・条例等名		消防法
条 項		第11条の2第1項
所 管 部 課 等		部課等名 消防本部予防課
		電話番号 0463-81-5240
基 準	法令基準	消防法令（法律、政令、省令、告示）及び消防庁から示された運用基準並びに行政実例の通知を留意して判断する。  別紙、「消防庁から示された運用基準及び行政実例」のとおり。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	完成検査前検査 7日（検査を行った日から起算する。）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

<p>基準</p>	<p>法令基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動タンク貯蔵所の規制について (昭和 37 年 12 月 4 日自消丙予発 131 号)</li> <li>・ 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用指針について (昭和 48 年 3 月 12 日消防予第 45 号)</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する 政令等の施行について (昭和 52 年 3 月 30 日消防危第 56 号)</li> <li>・ 杭又はリングを用いた特定屋外タンクの基礎及び地盤に関する運用指針について (昭和 57 年 2 月 22 日消防危第 17 号)</li> <li>・ 製造所及び一般取扱所における危険物を取り扱うタンクの範囲について (昭和 58 年 3 月 9 日消防危第 21 号)</li> <li>・ 海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について (平成元年 4 月 10 日消防危第 33 号)</li> <li>・ 積載式移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準 に関する指針について (平成 2 年 6 月 28 日消防危第 76 号)</li> <li>・ 鋼製二重殻タンクに係る規定の運用について (平成 3 年 4 月 30 日消防危第 37 号)</li> <li>・ 国際輸送用積載式移動タンクに係る規定の運用について (平成 4 年 6 月 18 日消防危第 53 号)</li> <li>・ 積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準について (平成 4 年 6 月 18 日消防危第 54 号)</li> <li>・ 強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について (平成 5 年 9 月 2 日消防危第 66 号)</li> <li>・ 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準の一部改正について (平成 7 年 3 月 10 日消防危第 21 号)</li> <li>・ 強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について (平成 7 年 3 月 28 日消防危第 28 号)</li> </ul>
-----------	-------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて」の一部改正について (平成7年11月10日消防危第151号)</li> <li>・「強化プラスチック製二重殻タンクに係る規定の運用について」の一部改正について (平成8年10月18日消防危第128号)</li> <li>・強化プラスチック製二重殻タンクの取扱いについて (平成8年10月18日消防危第129号)</li> <li>・屋外タンク貯蔵所等のタンク本体の変更に係る溶接工事の手續きに関する運用について (平成9年3月26日消防危第36号)</li> <li>・特定屋外タンク貯蔵所における緊急遮断弁に係る運用について (平成10年3月20日消防危第31号)</li> <li>・危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について (平成10年3月27日消防危第36号)</li> <li>・浮き屋根を有する屋外貯蔵タンクに設置する屋根構造物の取扱いについて (平成10年11月5日消防危第95号)</li> <li>・準特定屋外タンク貯蔵所に係る技術上の運用基準等に関する運用について (平成11年3月30日消防危第27号)</li> <li>・海外で製作された液体危険物タンクの水張検査又は水圧検査について (平成13年3月23日消防危第35号)</li> <li>・タンク内容積の計算方法について (平成13年3月30日消防危第42号)</li> <li>・可燃性蒸気流入防止構造等の基準について (平成13年3月29日消防危第43号)</li> <li>・「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する指針について」の一部改正について (平成13年4月9日消防危第50号)</li> <li>・「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」の一部改正について (平成13年4月11日消防危第51号)</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について (平成 14 年 1 月 22 日消防危第 17 号)</li> <li>・連続板厚測定方法による特定屋外貯蔵タンク底部の板厚測定に関する運用について (平成 15 年 3 月 28 日消防危第 27 号)</li> <li>・鋼製地下タンクの内面保護に係る F R P ライニング施工に関する指針について (平成 19 年 2 月 27 日消防危第 48 号)</li> <li>・特定屋外貯蔵タンクの浮き屋根の構造等に係る運用指針について (平成 19 年 10 月 19 日消防危第 242 号)</li> <li>・既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について (平成 22 年 7 月 8 日消防危第 144 号)</li> <li>・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について (平成 23 年 2 月 25 日消防危第 45 号)</li> <li>・浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準の運用について (平成 24 年 3 月 28 日消防危第 88 号)</li> <li>・「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」の一部改正について (平成 30 年 4 月 27 日消防危第 73 号)</li> <li>・屋外タンク貯蔵所に係る水張検査の代替に関する運用等について (令和元年 8 月 27 日消防危第 117 号)</li> <li>・危険物の規制に関する規則の一部改正に伴う屋外貯蔵タンクにおける渦電流探傷試験に関する運用について (令和 7 年 12 月 23 日消防危第 257 号)</li> </ul>
--	--	--

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-07

処 分 の 名 称		予防規程の認可・変更認可	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第14条の2第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防法令（法律、政令、省令、告示）及び「秦野市仮貯蔵等及び仮使用の承認並びに予防規程の認可に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領」並びに消防庁から示された運用基準及び行政実例の通知を留意して判断する。 別紙「要領」のとおり。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	予防規程の承認 7日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

秦野市仮貯蔵の承認等に係る審査基準及び標準処理期間を定める要領

(趣旨)

- 1 この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書に規定する指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いに係る承認（以下「仮貯蔵等の承認」という。）及び法第11条第5項ただし書に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の一部の仮使用に係る承認（以下「仮使用の承認」という。）並びに法第14条の2第1項に規定する予防規程の認可の審査基準及び標準処理期間について、法令で定めのあるもののほか、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項及び第6条の規定により必要な事項を定める。

(審査基準)

- 2 仮貯蔵等の承認の審査基準は、別表第1のとおりとする。
- 3 仮使用の承認の審査基準は、別表第2のとおりとする。
- 4 予防規程の許可の審査基準は、別表第3のとおりとする。

(標準処理期間)

- 5 次に掲げる処理の標準処理期間は、別表第4のとおりとする。
  - (1) 仮貯蔵・仮取扱の承認
  - (2) 製造所等の設置許可
  - (3) 製造所等の変更許可
  - (4) 完成検査
  - (5) 完成検査前検査
  - (6) 仮使用の承認
  - (7) 予防規程の認可
  - (8) 定期保安検査
  - (9) 臨時保安検査
  - (10) 完成検査済証再交付
  - (11) 保安検査時期変更承認

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月1日から施行する。

### 別表第3（予防規程の認可の審査基準）

#### Ⅰ 製造所等の予防規程（給油取扱所を除く。）

##### （1） 予防規程の作成単位（認可の申請）

事業所内に複数の予防規程作成単位対象施設がある場合は、事業所単位に一の予防規程に該当するすべての危険物施設を網羅して規定することができる。

なお、予防規程作成対象施設以外の危険物施設も含めて規定することができる。

##### （2） 予防規程に定める事項

###### ア 統括的な事項

（ア） 目的としては、予防規程が消防法第14条の2の規定に基づき、危険物の取扱作業、貯蔵方法等保安管理上必要な事項について定める。

（イ） 適用範囲は、製造所等の全域とすることについて定める。

（ウ） 事業所に勤務する者及び出入りするすべての者に知らせ、徹底させる義務があることを定める。

（エ） 予防規程を守る義務は、事業所に勤務する者及び出入りするすべての者にあることを定める。

（オ） 予防規程の改正及び細則の制定又は改廃を行う場合は、危険物保安監督者等危険物の貯蔵・取扱いに従事する者から立案に参画する者を定める。

###### イ 保安管理体制

##### （ア） 保安管理組織

A 保安管理組織（保安監督者を含む。）の構成及び業務内容を具体的に定める。

B 組織を構成する者の代理に関することを定める。

##### （イ） 自衛消防組織

A 自衛消防組織の構成及び業務内容を具体的に定める。

B 組織を構成する者の代理に関することを定める。

###### ウ 予防管理

##### （ア） 火気管理

- A 火気の種類及び火気作業の定義を具体的に定める。
- B 火気使用の許可に関することを具体的に定める。
- C 火気使用の標識の掲出、火気作業の開始及び終了の連絡、火気作業前後の安全確認について定める。
- D 火気使用の記録及び保存について定める。
- E 火気作業従事者の守事項を定める。
- F 車両等の通行規制について定める

(イ) 運転管理

- A 製造所等を誤操作なく安全かつ適正に運転するため、運転基準を定める。
- B 製造所等における緊急時に安全かつ迅速に運転停止するため、緊急停止基準を定める。
- C 運転及び緊急停止基準の定期的な見直しについて定める。
- D 夜間又は休日における緊急停止権者を定める。
- E 運転中の製造所等の状況を把握するため、チェックリストを作成し、定期的な巡視点検について定める。
- F 巡視点検で異常を発見した場合の応急措置及び改善について定める。
- G 巡視点検記録の保存について定める。
- H 運転員等の引継ぎ交替に関することについて定める。

(ウ) 貯蔵及び取扱管理

- A 製造所等における貯蔵及び取扱いについては、消防法令に定めるほか、貯蔵及び取扱基準を定める。
- B 巡視点検及び記録の保存は、(イ)EからGの例により定める。

エ 施設及び設備管理・工事管理

(ア) 施設及び設備管理

- A ウ(イ)及び(ウ)で行う点検の他、施設、設備の維持管理の徹底を図るため、定期的に行う施設及び設備ごとの点検及び検査に係る基準を定める。

- B 点検及び検査で異常を発見した場合の応急措置、改善について定める。
- C 施設及び設備ごとの維持管理台帳を作成し、点検及び検査の結果、補修記録並びに異常時の応急措置記録の保存について定める。

(1) 工事管理

- A 適用する工事の範囲及び工事の許可に関することを定める。
- B 工事着工前及び工事終了後の設備等の安全対策について定める。
- C 工事責任者の選任及び工事立会いについて定める。
- D 工事・作業の標識の掲出、工事・作業の開始及び終了の連絡、工事・作業前後の安全確認について定める。
- E 工事・作業経過の記録及び保存について定める。
- F 作業者の守る事項を定める。
- G 火気を使用する工事については、上記のほかウ(ア)を準用して定める。

オ 災害対策

- (ア) 消防機関等への通報方法等を明確に定める。
- (イ) 災害時の応急対策、消防活動等について定める。
- (ウ) 公設消防機関へ情報提供する者及びその内容について定める。
- (エ) 地震発生時の措置について定める。
- (オ) 事故後の現場保存、原因究明、復旧等について定める。

カ 教育・訓練

- (ア) 年間計画を作成し、実施期間及び対象者について定める。
- (イ) 種類及び内容について定める。
- (ウ) 教育・訓練記録の保存について定める。

キ 図書の整備

許可申請の添付書類として、次の関係図書の整備につ

いて定める。

- (ア) 予防規程適用範囲、火気使用区域及び火気使用禁止区域を明示した位置図
- (イ) 軒見物製造所等の位置及び名称を記載した位置図及びその施設一覧表
- (ウ) 消火設備等（消火器を除く。）の位置図及び配管系統図
- (エ) 保安管理組織及び自衛消防組織の組織図

## 2 給油取扱所の予防規程

### (1) 予防規程に定める事項

#### ア 総括的な事項

- (ア) 目的としては、消防法第14条の2の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安管理を適正に実施し、火災その他災害の防止について定める。
- (イ) 適用範囲は、給油取扱所の全域とする。
- (ウ) 守る義務は、給油取扱所の従業員に課するものとする。
- (エ) 出入者に対し必要に応じて、従業員が予防規程の内容を告知する義務を定める。
- (オ) 規程の改正は、危険物取扱者等危険物の貯蔵・取扱いに従事する者の意見を尊重して火災予防上支障のないようにするとともに、変更の許可を要することについて定める。

#### イ 保安の役割分担

- (ア) 保安管理を行う者として、所長又は危険物保安監督者を定める。
- (イ) 保安監督者の不在時におけるその職務の代行者について定める。
- (ウ) 所長、危険物保安監督者、危険物取扱者その他の従業員の保安に係る職務について定める。
- (エ) 危険物取扱者の氏名の表示について定める。

#### ウ 貯蔵及び取扱の基準等

- (ア) 危険物取扱作業における貯蔵及び取扱基準を守る義

務を定め、この基準としては、消防法令の定めるところによるが、特に次の事項について定める。

- A 無資格者が危険物を取り扱う場合における危険物取扱者の立会い義務
- B 給油、注油時における油種の確認
- C ローリーからの危険物受入作業時における危険物取扱者の立会い義務と品目の確認及び受入れタンクの残量の確認
- D みだりな火気及び火花等を発生させる機械器具の使用の禁止
- E 危険物の積降し時及び給油時等における自動車等のエンジン停止の確認
- F 灯油の小分け時における容器の消防法令基準適合の確認及び注入済み容器の放置の禁止
- G その他その給油取扱所の形態等に応じた必要な事項

(イ) その給油取扱所において給油又は注油以外の業務を行う場合においては、給油又は注油業務に支障を与えないよう細心の注意を払うことを定め、特に留意しなければならない事項として次の事項を定める。

- A 給油又はこれに付随する注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係のない者をもっぱら対象とする業務を行わないこと。
- B 給油業務を行っていないときの係員以外の出入禁止措置
- C 所内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置並びにこれによる整理及び誘導の実施
- D その他その給油取扱所において行う給油及び注油以外の業務の内容に応じた必要な事項

(ウ) 給油取扱所の駐車については、給油のための一時的な停止を除き、消防法令上駐車禁止とされる場所以外の場所であらかじめ明示された場所において行わせることを定める。

## エ 点検

(ア) 点検については、次のように定める。

A 毎日、定期又は臨時に行うべき点検項目及び点検実施者の指定

B 点検実施者が異常を発見した場合における使用禁止等の表示等の処置を行う義務

C 点検記録簿への記入義務と保存義務

(イ) 改修、補修工事については、工事内容に応じた手続きを行い、安全対策を講じた後に実施するものとし、その書類及び図面等を保存するように定める。

## オ 事故及び火災時の措置

(ア) 災害時の即応体制を整えておくため、自衛消防隊を編成すること、並びに消防隊長及び隊員の責務を定める（規模に応じてその役割分担を定める。）。

(イ) 事故時の措置及び消火活動等については、次のように定める。

A 火災の発生、危険物の流出等を覚知した者の報告義務及び報告があった場合における消防隊長の指揮下での客等の避難誘導及び応急措置の実施

B 危険物が給油取扱所外へ流出した場合又は可燃性蒸気が拡散するおそれがある場合における流出防止、回収等応急措置の実施

C 火災発生時又は危険物の流出した場合における消防機関への通報

(ウ) 地震発生時の措置については、危険物取扱作業の中止、安全確認のための点検の実施等について定める（地震防災対策強化地域として指定された地域にある給油取扱所においては、警戒宣言が発令された場合における客等への伝達及び避難について定める。）。

## カ 教育及び訓練

(ア) 保安教育として、その対象者、実施期間及び内容について定める。

(イ) 訓練としては、その内容及び実施期間等について定

める。

【消防庁から示された運用基準及び行政実例】

- ・ 予防規程の認可について  
(昭和 40 年 11 月 2 日自消丙予発 178 号)
- ・ 給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について  
(平成 11 年 2 月 25 日消防危第 16 号)
- ・ 予防規程作成上の留意事項について  
(平成 13 年 8 月 23 日消防危第 98 号)
- ・ 地下タンク貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について  
(平成 17 年 3 月 18 日消防危第 33 号)
- ・ 給油取扱所等における単独荷下ろしに係る運用について  
(平成 17 年 10 月 26 日消防危第 245 号)
- ・ 給油タンク車を用いる船舶給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について  
(平成 18 年 4 月 25 日消防危第 106 号)
- ・ 東日本大震災を踏まえた危険物施設の地震・津波対策の推進について  
(平成 24 年 1 月 31 日消防危第 28 号)
- ・ 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について  
(平成 24 年 5 月 23 日消防危第 140 号)
- ・ 危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について  
(平成 24 年 8 月 21 日消防危第 197 号)
- ・ 「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について  
(平成 26 年 5 月 23 日消防危第 136 号)
- ・ 呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針について  
(平成 28 年 3 月 25 日消防危第 44 号)
- ・ 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」の一部改正について  
(平成 30 年 3 月 30 日消防危第 44 号)
- ・ 給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について  
(平成 30 年 8 月 20 日消防危第 154 号)

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-08

処 分 の 名 称		定期保安検査	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第14条の3第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>消防法令（法律、政令、省令、告示）及び消防庁から示された運用基準並びに行政実例の通知を留意して判断する。</p> <p>【消防庁から示された運用基準及び行政実例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の公布について (平成23年2月23日消防危第36号)</li> <li>・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期に係る運用について (平成23年2月25日消防危第45号)</li> </ul>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	定期保安検査 20日（検査を行った日から起算する。）	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-09

処 分 の 名 称		臨時保安検査	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		第14条の3第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	消防法令（法律、政令、省令、告示）及び法第14条の3第1項（定期保安検査）に係る通知を留意して判断する。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	定期保安検査 20日（検査を行った日から起算する。）	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

法令基準

11-069-10

処 分 の 名 称		防災管理定期点検報告制度の特例認定	
根拠法令・条例等名		消防法	
条 項		消防法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基準	法令基準	<p>防災管理点検報告の特例認定を受ける要件は、次のとおり、消防法（以下「法」という。）第36条第1項において準用する同法第8条の2の3に規定されている。</p> <p>① 申請者が防災管理対象物の管理を開始した時から3年が経過していること。</p> <p>② 過去3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（当該防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法若しくは同法に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。）を受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>③ 過去3年以内において法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第6項の規定による取消しを受けたことがなく、又は受けるべき事由が現にないこと。</p> <p>④ 過去3年以内において法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定による点検及び報告がされていること。</p> <p>⑤ 過去3年以内において法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果、防災管理点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがないこと。</p> <p>⑥ 当該防災管理対象物について、消防法又は同法に基づく命令の遵守の状況が優良なものとして総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>	

基準	法令基準	「点検基準」については、消防法施行規則第51条の14及び防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める告示(平成20年消防庁告示第22号)に、「総務省令で定める基準」については、消防法施行規則第51条の16に規定されている。 内容は、別紙のとおり。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	14日(申請日の翌日から起算する。)
	更新日	令和8年3月31日
備考		

点検基準	<p>・ 消防法施行規則第51条の14</p> <p>法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の二第一項の総務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第五十一条の八第一項の届出及び第五十一条の九において準用する第三条の二第一項の届出がされていること。</p> <p>二 令第四条の二の四の防火対象物（同条第二号に掲げる防火対象物にあっては、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第八条の二の五第二項の届出がされていること。</p> <p>三 防災管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。</p> <p>四 令第四十六条に規定する建築物その他の工作物でその管理について権原が分かれているものにおいて、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。</p> <p>五 法第八条の二の四に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。</p>
	<p>・ 防災管理対象物の点検基準に係る事項等を定める告示</p> <p>第一 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第五十一条の十四第三号の事 一 項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 防災管理に関する基本的な事項として次に掲げる事項</p> <p>（一） 自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>（二） 避難施設の点検及び維持管理並びに避難経路図の掲示その他の避難施設の案内に関する事項</p> <p>（三） 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事</p>

項

- (四) 防災管理上必要な教育に関する事項
- (五) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する事項
- (六) 防災管理について関係機関との連絡に関する事項
- (七) (五)に掲げる訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証及び当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関する事項
- (八) (一)から(七)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項

二 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第四十五条第一号に掲げる災害（以下この号において「地震」という。）による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項

- (一) 地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定及び当該想定される被害に対する対策に関する事項
- (二) 建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査及び当該自主検査の結果に基づく措置に関する事項
- (三) 地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項
- (四) 地震発生時における家具、じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置に関する事項
- (五) 地震発生時における通報連絡、避難誘導、救出、救護その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関する事項

	<p>(六) (一)から(五)までに掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>三 令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関する事項として次に掲げる事項</p> <p>(一) 令第四十五条第二号に掲げる災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関する事項</p> <p>(二) (一)に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における令第四十五条第二号に掲げる災害による被害の軽減に関し必要な事項</p> <p>四 令第四条の二の四の防火対象物（同条第二号に掲げる防火対象物にあっては、同条第一号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。）にあっては、次に掲げる事項</p> <p>(一) 関係機関への通報、在館者が避難する際の誘導その他の火災以外の災害による被害の軽減のために必要な業務として自衛消防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項</p> <p>(二) 自衛消防組織の要員に対する教育及び訓練に関する事項</p> <p>(三) その他自衛消防組織の業務に関し必要な事項</p> <p>五 令第四条の二の五第二項の規定により、令第四条の二の四の防火対象物につき、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>(一) 自衛消防組織に関する協議会の設置及び運営に関する事項</p> <p>(二) 自衛消防組織の統括管理者の選任に関する事項</p> <p>(三) 自衛消防組織が業務を行う防火対象物の範囲に関する事項</p> <p>(四) その他自衛消防組織の運営に関し必要な事項</p>
--	--

- 六 防災管理上必要な業務の一部が建築物その他の工作物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）及び関係者に雇用されている者（当該建築物その他の工作物で勤務している者に限る。）以外の者に委託されている建築物その他の工作物にあっては、防災管理上必要な業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う防災管理上必要な業務の範囲及び方法に関する事項
- 七 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあっては、当該建築物その他の工作物の当該権原の範囲に関する事項
- 八 規則第三条第四項に規定する強化地域に所在する防火対象物にあっては、次に掲げる事項
- （一）大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項
- （二）大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達方法に関する事項
- （三）警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事項
- （四）警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生の防止又は軽減を図るための応急対策に関する事項
- （五）大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事項
- （六）大規模な地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関する事項
- 九 避難訓練の実施回数に関する事項（当該避難訓練を実施する場合におけるその旨の消防機関への通報に関

	<p>する事項を含む。)</p> <p>第二 その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物において適切に行われていることとされる事項</p> <p>規則第五十一条の十四第四号の事項は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条第一項に 項の届出とする。</p>
<p>総務省令で定める基準</p>	<p>消防法施行規則第51条の16</p> <p>法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第一項第三号の総務省令で定める基準は、法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項に規定する消防長又は消防署長の検査において、第五十一条の十四に規定する基準に適合していることとする。</p> <p>2 第四条の二の八第二項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定による届出について準用する。</p>

準用する法第八条の二の三第二項の規定による申請について、  
第四条の二の八第三項及び第四項の規定は法第三十六条第一項  
において準用する法第八条の二の三第二項の総務省令で定める  
事項について、第四条の二の八第五項及び第六項の規定は法第  
三十六条第一項において準用する法第八条の二の三第三項の規  
定による通知について、第四条の二の八第七項の規定は法第三  
十六条第一項において準用する法第八条の二の三第五項の規定  
による届出について準用する。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-11

処 分 の 名 称		火薬類の消費許可	
根拠法令・条例等名		火薬類取締法	
条 項		第25条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基準	法令基準	<p>火薬類の爆発又は燃焼の目的、場所、日時、数量又は方法が適当であり、かつ、その爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障をおよぼすおそれがないか判断をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類取締法第26条</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則第50条から第56条の4まで</li> <li>・ 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示 (平成18年3月31日経済産業省告示第69号)</li> <li>・ 火薬類取締法令の一部改正について (昭和28年8月25日軽局第833号)</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和39年12月10日39軽局第741号)</li> <li>・ 火薬類の取締り強化について (昭和42年6月13日42化局第324号)</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則の一部改正について (昭和49年3月2日49立局第158号)</li> <li>・ 火薬類の取締り強化について (昭和50年2月28日50立局第128号)</li> <li>・ 火薬類取扱所の構造等の基準について (昭和55年12月2日55立局第513号)</li> <li>・ 火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈の運用について (平成7年11月15日7立局第500号)</li> <li>・ 火薬類の消費許可等について (平成9年3月17日9保安第19号)</li> <li>・ 噴出煙火に関する保安技術基準について (平成元年6月1日通商産業省通知)</li> </ul>	

基準	法令基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規) (平成16年8月6日原院第1号)</li> <li>・16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について(内規) (平成18年6月23日原院第2号)</li> <li>・「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添3】火薬類取締法施行規則関係例示基準(消費) (令和3年10月15日保局第2号)</li> </ul>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	14日(申請日の翌日から起算する。)
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-12

処 分 の 名 称		特定供給設備の設置の許可	
根拠法令・条例等名		液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項		第36条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>申請された特定供給設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条に規定する技術上の基準に適合しているか判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第14条及び第52条から第54条まで</li> <li>・ 高圧ガス設備等耐震設計基準 (昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)</li> <li>・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示 (平成9年3月13日通商産業省告示第123号)</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (平成31年3月15日保局第5号)</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (平成29年3月31日商第9号)</li> </ul>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日(申請日の翌日から起算する。)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-13

処 分 の 名 称	特定供給設備の変更許可	
根拠法令・条例等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項	第37条の2第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	消防本部予防課
	電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>申請された特定供給設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条に規定する技術上の基準に適合しているか判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第14条及び第52条から第54条まで</li> <li>・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示 (平成30年11月14日経済産業省告示第220号)</li> <li>・供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示 (平成9年3月13日通商産業省告示第123号)</li> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について (平成31年3月15日保局第5号)</li> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (平成29年3月31日商局第9号)</li> <li>・高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について (平成30年11月14日保局第5号)</li> </ul>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日(申請日の翌日から起算する。)
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-14

処 分 の 名 称	特定供給設備の完成検査	
根拠法令・条例等名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
条 項	第37条の3第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	消防本部予防課
	電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>申請された特定供給設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条又は同法第37条の4第2項に規定する技術上の基準に適合し、かつ許可申請の内容のとおり完成しているか判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第14条、第52条から第54条まで及び第64条</li> <li>・ 高圧ガス設備等耐震設計基準 （昭和56年10月26日通商産業省告示第515号）</li> <li>・ 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示 （平成9年3月13日通商産業省告示第123号）</li> <li>・ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 （平成9年3月17日通商産業省告示第127号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について （平成31年3月15日保局第5号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について （平成29年3月31日商局第9号）</li> </ul>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	7日（検査を行った日から起算する。）
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-15

処 分 の 名 称		完成検査済証再交付
根拠法令・条例等名		危険物の規制に関する政令
条 項		第8条第4項
所 管 部 課 等		部課等名 消防本部予防課
		電話番号 0463-81-5240
基 準	法令基準	完成検査を受けた者より、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときにおける、当該検査済証の再交付申請が行われた場合は、申請内容が、検査当時において、当本部に登録された内容と相違がないと認めた場合に再交付するものと判断する。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	完成検査済証再交付 7日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

11-069-16

処 分 の 名 称		保安検査時期変更承認	
根拠法令・条例等名		危険物の規制に関する政令	
条 項		第8条の4第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	消防本部予防課
		電話番号	0463-81-5240
基 準	法令基準	<p>保安検査時期の変更ができる事由は、危険物の規制に関する規則第62条の2に規定されており、当該規定に基づき適切に処理するとともに次の事項に留意して判断する。</p> <p>(1) 保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において、当該特定屋外タンク貯蔵所の保安管理の必要が生じた場合は、規則第62条の2第2号に規定する事由に該当するものである。</p> <p>(2) 保安に関する検査の対象となるべき特定屋外タンク貯蔵所の所有者等の判断において貯蔵し、又は取扱う危険物の種類を変更する必要が生じた場合は、規則第62条の2第3号に規定する事由に該当するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について (昭和52年3月30日消防危第56号)</li> <li>・臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政(検査・検定関係)の運用について (昭和58年12月13日消防危第130号)</li> </ul>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	保安検査時期変更承認 7日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		